

城西大学水田記念図書館規程

平成2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、城西大学学則第13条第2項及び城西短期大学学則第9条第2項に基づき、水田記念図書館（以下「図書館」という。）の管理及びその運営等の基本的な事項を定める。

(図書館の目的)

第2条 図書館は、本学の教育研究に必要な図書館資料の収集、整理及び管理等を行い、これを効果的な利用に供するとともに、学内外における学術情報資源の活用等に関する相互協力等の図書館活動を推進し、もって、本学における教育研究の充実に発展に寄与することを目的とする。

(図書館長、図書館副館長)

第3条 図書館長は、館務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 図書館副館長は、図書館長を補佐し、図書館長不在のときは、その職務を代行する。

なお、図書館副館長不在の時は学長が指名する者が、その職務を代行する。

(図書館運営委員会)

第4条 図書館の業務計画及び運営等に関する重要事項を審議するため、図書館に、図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する細則は、別に定める。

(図書館選書委員会)

第5条 図書館資料の収集のための選書を適切に行うため、図書館に、図書館選書委員会（以下「選書委員会」という。）を置く。

2 選書委員会に関する内規は、別に定める。

(管理運営等)

第6条 図書館の管理及び運営等に関する細則は、別に定める。

附 則 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 本規程の制定に伴い、城西大学水田記念図書館規程（昭和45年4月1日制定）は、これを廃止する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

改正条文 第1条